

平成 2 8 年 第 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 8 年 3 月 8 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	稻 垣 達 也
	学校施設担当課長	佐 藤 弥 栄
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

白井教育長	<p>開 会 時 刻 午後 1 時</p> <p>平成 2 8 年第 5 回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定します。石井委員と上野委員にお願いいたします。</p> <p>続いて日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第 1 1 号議案、江戸川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴田教育推進課長	<p>第 1 1 号議案、江戸川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正につきまして、議案を提出させていただきます。新旧対照表をおつけしてございます。ごらんいただきたいと思います。こちらに赤で表記をさせていただいております。</p> <p>学校経営計画、第 1 1 条の 3 の 3 の 1 項、2 項、そして、第 1 1 条の 3 の 4 第 4 項についての新たに加える改正でございます。学校管理運営規則につきましては、地教行法の第 3 3 条に基づきまして、学校その他の教育機関の施設、設備、それから組織編成、教育課程、教材の取り扱い、その他学校、その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとするという規定に基づいて規定しているものでございます。</p> <p>今回改正として加えさせていただくものまず 1 点目は、学校経営計画でございます。これまでも各学校では教育計画、学校の経営方針というものを定めておりました。ただ、これまで管理運営規則の中には規定がございませんでした。そこで、今回改めて規定をさせていただきたいというものです。</p> <p>その一つの根拠にもなるんですが、次の第 1 1 条の 3 の 4 の 4 項に定めをまた入れましたけども、こちらは学校評価について定めている規定でございます。学校評価につきましては、学校教育法の施行規則の第 5 節、学校評価という規定が 6 6 条から 6 8 条まで規定がございます。6 6 条というのは自己評価を行うということで、それから、6 7 条については、関係者が評価を行うということの規定でございます。この関係者が学校の評価を行うに当たりましては、やはり学校が経営方針、経営計画をしっかり定め、それに対する評価ということになるかと思えます。ここで改めまして、一番下の 4 項の前 3 項に規定するもののほか、学校評価に関し必要な事項は教育長が別に定めるということで、これまでは指導室から教育長決済をとって、各学校にその学校評価についての内容について通知をしていたところですが、ここに</p>

	<p>改めて教育長が別に定めるといふ、一項目を追加させていただいたものです。</p> <p>その根拠となります学校経営計画についても、改めて江戸川区の学校管理運営規則の中に規定をしようといふことで、今回改正を出させていただいたものでございます。</p> <p>ですので、実際にはこれまでも業務として行ってきたわけですが、ここで管理運営規則の中に規定をするものでございます。11号議案については以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。では、今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。</p>
上 野 委 員	<p>質問です。11条の3の3についてですけど、1項、2項に教育長が別に定めるところによりという規定がありますが、根拠はやっぱり施行規則とかなんかに載せるんですか。</p>
教育推進課長	<p>これは、指導室が実際に学校に対して、こういう経営計画をつくりなさいといふことで、今までも出しておりました。その根拠規定がなかったと、法律になっていたといふことですので、ここで改めて江戸川区の学校管理運営規則の中に定めを記載しようといふものでございます。</p>
上 野 委 員	<p>といふことは、根拠を規則にして、今までは指導室長から出ていたのが教育長の名義で、責任を明らかにして出すようにすると。そこまでわかったんですが、別に定めるところによりといふのは、ここの文言から別に定める文章を教育長名義でつくるといふだけですね。</p>
教育推進課長	<p>そのとおりでございます。</p>
教 育 長	<p>いいですか。ほかに。</p>
松 原 委 員	<p>教諭の地方分権といふことで、外部評価といふことがあったと思うんですけど、私たちのときには、各校が外部評価をそれぞれつくってオープンにしてみましたけど、今は教育委員会のほうで、基本的なものがあるわけですか。</p>
教育推進課長	<p>これまで、指標としてつくってこなかったといふのがありました。ここでしっかりそれをつくっていきましょうといふことです。今、指導室で見直しをかけ</p>

	ました。来年度については指標をお示しして、その上での関係者の評価を受けていただこうという。
松原委員	賛成です。
上野委員	あったほうがいいですか。
松原委員	あったほうがいいです。温度差がばらばらだった。
尾上委員	今、この4項なんですけども、学校評価に関しということで説明があったのは、関係者が評価をするというお話、関係者というのは具体的にはどのような方でしょうか。
教育推進課長	この関係者と申しますのは、学校評議員など、学校外の方に評価をいただくということです。
尾上委員	そうですか。わかりました。
教育長	よろしいですか、尾上委員。
尾上委員	はい。
石井委員	全般的な事柄にかかわるんですが、教育長が別に定めるところによりという文言につきまして、これは関係者、あるいは第三者がこうこうこういうふうに定められているんだなというのを参照することはできるんでしょうか。
教育推進課長	毎年これは内容について、指導室から起案をして、教育長決済に基づいて、それで決定をしていくという内容でございます。ある意味情報公開の今の流れからすれば、行政文書は全て請求されればお出しするものということになりますので、そういった求めがあればお出ししていくということになると思います。
石井委員	ありがとうございます。
教育推進課長	学校教育法の施行規則の67条で、関係者評価の結果の公表という規定が

	<p>あります。小学校、これは中学も同じでございますが、その評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者、その他の当該小学校の関係者、職員を除くによる評価を行いその結果を公表するよう努めるものとするという規定がございます。</p> <p>その前の条で、66条で、自己評価の結果の公表ということがあります。これは、小学校は当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとするということで規定をされております。前項の評価を行うに当たっては、小学校はその実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとするという規定が施行規則の中にはございます。そういう意味では法にのっとって、今回改正をさせていただくということでございます。</p>
上野委員	<p>今、説明があった施行規則の66条の自己評価ですが、これは、作成名義人は校長名義ですか。</p>
教育推進課長	<p>校長名義です。</p>
上野委員	<p>松原先生、経験者として、このように変わったことによって、学校内の教育に対して何か効果的なことは考えられますか。</p>
松原委員	<p>一番すばらしいところは、外の人に学校の教育活動を見ていただくという点です。やっぱり先生方がいい意味で緊張を持つと。風通しのいい学校経営というのを僕もいつも考えていたんですけど、そういう点でいいのではないかなと思います。</p> <p>ただ、先生方は、敏感に気がつく方と、なかなか気がつかない方がいます。校長と副校長の授業観察もありますけど、子どもたちの生の声を取り入れるという管理職もいます。そういう流れで、どんどん風通しをよくしていけないといけないなというのは、以前から言われてきたんです。つまり外部評価、評価委員会というものは、すごく大事になってくると思います。</p>
上野委員	<p>わかりました。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。実施してみてもいいですね。いいですね。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

教 育 長	<p>ないようでございますので、第11号議案は、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続いて、第12号議案、一之江名主屋敷条例施行規則の一部改正についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第12号議案、一之江名主屋敷条例施行規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表をお配りしてございます。</p> <p>第3条は、休館日を記載したものでございますが、これまでは、右の表をごらんいただきますとおり月曜日という記載でございました。実は、ハッピーマンデーといういわゆる日曜日が祝日と当たった場合に、翌日の月曜日もお休みにするということが法律で決められておりまして、今年度からこれに合わせた対応を試行的に行ってまいりました。お休みの日に名主屋敷に行ってみたら閉まっていたということではいかがなものかという思いから、今年度からやってきております。これを規則の中にしっかりうたい込んでいこうというものでございまして、月曜日、ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは開館するというもので、記載をさせていただくというものでございます。4月1日から施行させていただくというものでございます。</p> <p>ちなみに、来年度のハッピーマンデー、日曜日が祝日と当たる日でございますが、五日間ございます。これを会館をさせていただきたいということでございます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>では、ないようでございますので、第12号議案は、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続いて、第13号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規定の一部改正についてを審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>こちらの第13号議案から第16議案までは、趣旨が一つでございますの</p>

	<p>で、あわせてということで、通して説明させていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいですね。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それをお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>それでは、第13号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正についてでございます。今、申し上げましたとおり16号議案までが同一の根拠ということになりますので、そちらの説明をまずさせていただきたいと思えます。</p> <p>実は、昨年も同様の改正を行わせていただいております。それは、第6回27年3月24日の教育委員会で、議案としてお示ししてお認めいただいたものですが、東京都の非常勤職員制度の改正に伴う関係規程の整備についてということで、一括でご審議いただいたものです。</p> <p>まず、東京都の教員の非常勤職員の制度を変えるというものでございました。今回また改めてこの改正としてお出ししたのは、まず、13号議案から新旧対照表でござらんいただきたいんですが、第2条の定義の中で、職員でこの職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規定のこの定義の中で、第2条、この規定において職員とは次に掲げる者をいうというところで、第4項で、東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則、第2条に規定する一般職非常勤職員ということをご追加させていただきましたが、昨年度の非常勤制度の改正と申しますのは、非常勤職員というのは、これまで教員が特別職の非常勤という扱いでございました。これを職務の内容を見ていくと、特別職ということには当たらずに一般の職員と同様ということで、一般職の非常勤ということでの制度の改正がございました。それが昨年東京都のほうでございまして、昨年の3月にも関係規定を私どもも改正をしたところでございます。</p> <p>今回はそこに当たりまして、この規則に関することに対して、第2条に規定する一般職非常勤職員というものをここで上の第3項は昨年、日勤講師というところは昨年改正させていただいたところです。第2条第3項で日勤講師というものについて、一般職いうふうに変えさせていただきました。今年はこちらに加えて、一般非常勤職員というものも加えさせていただくとい</p>

うことでの改正でございます。

といいますのは、これまで一般職非常勤という職に当たるものが江戸川区では配置がされてきませんでした。でも、どうもいろいろな制度が変わる中で、来年度以降そういった職員の配置についても可能性が出てきたということでございます。そこで、改めて江戸川区としてもここで記載をさせていただきたいということでの改正でございます。東京都ではもう既に二段階で、日勤講師とそれから一般職の非常勤というもので、昨年改正をしてございます。これを江戸川区もあわせて配置の可能性が出てきたということで、ここで改正をさせていただこうというものでございます。両方とも昨年のはじめに、東京都で制度の改正をした内容でございます。13号は、その職免に関する対象として、一般職非常勤という職も加えたというものが13号議案の改正でございます。

同じく14号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正につきまして、新旧対照表をおつけしてございますが、こちらにつきましても、第2条、職員の定義の中に今の一般職非常勤職員というものを加えたという改正でございます。続いての号につきましても、それぞれ及び一般職非常勤職員というその規定を追加したものでございます。

2ページ目の第5条、2ページ目の下にございます。第5条、これにつきましては、これまでは第5条で、職員は職務の執行に当たっては、常に職員証（幼稚園教育職員にあっては別記様式第1号、県費負担教職員にあっては別記様式第2号または別記様式第3号、日勤講師にあっては別記様式第3項の2）を所持しなければならないという規定がございましたが、ここに一般職非常勤職員というものを加えるということになりましたので、ここで組み立て方をその種類を羅列するのではなくて、項立てをさせていただいたという改正です。次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める様式による職員証を常に所持しなければならないという形に変えさせていただいたというものでございます。その職員というのは、次に掲げる号というのは、それぞれの種類、職員の種類を記載してございます。

それから、4ページ目でございますけれども、第8条で、この休暇・職免等の処理簿により行わなければならないという書式を規定したところでございますが、ここにやはり一般職非常勤を加えたという内容になっております。

付則に別記様式とございますが、これについてもこれまで使ってまいりました休暇・職免等の処理簿の中に一般職非常勤職員をということで記載をさせていただくというものでございます。以上が第14号議案の内容でございます。

	<p>続いて、第15号議案でございます。学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてでございます。こちらにつきましても、先ほど申し上げました一般職非常勤職員ということをご定義の中に加えたものです。</p> <p>第16号議案につきましても、同じく一般職非常勤職員というものを加えたものでございまして、別表第5条関係の中にそれまでは、日勤講師のみというふうなものでございましたけれども、これに及び一般職非常勤職員ということを加える改正でございます。以上、13号議案から16号議案までこの非常勤職員制度の改正に伴う改正でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。今の13号議案から16号議案まで説明いただきましたので、あわせて審議したいと思いますが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
尾 上 委 員	<p>一般職非常勤職員ということで、今までは江戸川ではそういうことはなかったという今後ちょっとあり得るかなということで明記するというのを伺いました。この方々というのは、出勤の仕方とかどういう体制で職員になる、ちょっと具体的にわからないんですが、どういう感じでお仕事なさることでしょうか。</p>
指 導 室 長	<p>今までは、先ほど言った非常勤教員の日勤教員というところで、正式名称呼んでおります。具体的に申しますと、60歳以降定年退職した教員が正規の教員である、いわゆる再任用ではなくて、非常勤として学校等で勤務をしているという職員です。勤務時間はですから、学校の教員と同じです。ただ、勤務日数とかは若干少ないところがあります。</p> <p>勤務内容につきましては、学校の状況に応じて、非常勤教員の場合にはさまざまな勤務の形態ができます。多くは、初任者の研修のための後補充といいますが、初任者が隣の授業を見ているときにそのクラスに入るとか、初任者が研修に行っているときにそのクラスの授業に入るとか、それ以外は校長が命ずる職務ということで、特定の学年の特定の教科の指導をしたりということで、基本的には授業を受け持つというのがベースです。</p> <p>今回の一般職員というのは、具体的に申しますと65を過ぎた者が学校に配置されると、配置することができるといったとき、一般非常勤職員になります。</p>

尾上委員	わかりました。ありがとうございました。
教育推進課長	<p>ちょっと、補足だけすみません。</p> <p>昨年、非常勤の制度が変わったというのは、総務省からの任用についての通知がもとでありました。特別なということでの特別職の非常勤の職員とそれから、一般職の非常勤の職員と分けられていたということですが、特別職の非常勤というのは、主に特定の学識経験を必要とする職務という位置づけが一般職との違いということであったというわけであります。</p> <p>ところが、職務内容の今の実態を見てみると、その特別職の非常勤に当たるものではないだろうということで、都教委のほうでは、一般職の非常勤に変えたということをやっています。総務省からの通知にのっとってですね。ですから、今の段階での学校の教職員に関する非常勤職としては、特別職非常勤という形は今はとっていない。一般職の非常勤に切りかえたということが昨年度行われております。それを受けまして、私どもでは、関係する日勤講師というものを改正したわけですが、今後一般職としての今、室長が言いました日勤とはまた別の職が、今後各学校に配置される可能性が出てまいりましたので、ここで規定を整備しておくというものでございます。</p>
尾上委員	ありがとうございました。
石井委員	<p>14号議案のところでお伺いしたいんですが、一般職非常勤職員になられる方が多分出てくるだろうということで、そうすると、当然お給料というのものもあるわけなんですけれども、これまでもらっていたお給料に比べて、きちんと上がることになるのか、あるいは下がることになるのか、同じぐらいなのか、そこら辺はどういうふうに調整されているんでしょうか。あるいは調整しようとしているんでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>すみません、その部分は確認はしておりませんが、区の職員もそうですけども、非常勤職員によってもその職務によって、年間でこの職は職名を決める規則がありまして、その人は月額幾らというのを規定しています。ですので、この職ができるとなれば、この人については幾らという規定ができ上がってくるということになると思います。これは都の職員の都立学校のという規則になっていますので、そちらが基準になるかと思えます。</p>
石井委員	そうですね。そこでお願いしたいことは、できることならば上がるように、

中山統括指導 主事	<p>極端なダウンというのではないようにお願いしたいなということなんです。</p> <p>あと、もう一つだけいいですか。同じところの第4条で、新たに職員となった者は履歴書を提出しなければならないとあるんですが、そこで、日勤講師と一般職の非常勤職員は除かれていると、つまり履歴書は提出しなくてもいいよということなんですけど、これはどうしてなんですか。</p> <p>先ほど室長が申し上げたように、定年退職後等の教員ですので、もともと教員になった時点で履歴はもらっております。純粹な新規採用とは違ってもともと情報を持っていますので、新たに履歴書を提出することはないということにしております。</p>
石井委員 教育長	<p>わかりました。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>では、第13号から16号議案は、原案のとおり決定させていただきます。続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、教職員の人事についての報告にまいります。</p> <p>この報告事項は、人事に関する案件でありますので、秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教育長	<p>賛成多数でございます。これより会議は秘密会とさせていただきます。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p>
教育長	<p>それでは、続いて、いじめ電話相談についての報告をお願いします。</p>
指導室長	<p>いじめ電話相談、平成28年2月分について報告をいたします。</p> <p>2月は1件でございます。中学1年生の女子の保護者からの相談が1件でございます。その内容につきましては、直接と間接の言葉によるいじめということで相談の電話がありました。以上でございます。</p>

教 育 長	<p>今、説明がありました。質問、ご意見ございますでしょうか。 よろしいですか。</p> <p>では、報告事項を了承させていただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、平成28年第5回教育委員会定例会を終了します。ありがとうございました。</p> <p>閉会時刻 午後2時18分</p>
-------	---